

拠点化施設及び政策目的施設の長寿命化等に関する方針

1 目的

この方針は、今後とも利用を継続していくために保有し続ける拠点化施設及び政策目的施設について、施設や設備の更新サイクルを見据え、計画的に大規模改修を行うことによって、法定耐用年数を上回る長寿命化を図るとともに、公共施設の更新費用の平準化と将来にわたって持続可能な財政運営を行うため、その基本的な考え方を定めるものです。（施設の分類は「公共施設再編の基本的な考え方」4参照）

2 長寿命化の定義

長寿命化とは、経年により進んだ建物の躯体構造等の劣化を回復させ、施設等を長期にわたって使用できるようにすることと定義します。

このため、長寿命化のための改修は、施設の寿命、機能及び性能を向上させることを目的とした躯体の補強や電気設備、機械設備等の更新を含む根本的かつ大掛かりな施設全体に及ぶ大規模改修であり、単に不具合を直したり、現状に回復したりするための修繕とは異なります。

長寿命化のための改修は、建て替えに比べて費用対効果の面で優れていることを原則とします。

3 長寿命化の対象

(1) 拠点化施設

拠点化施設は、今後とも地域活動の拠点として維持していく施設であるため、一定の年数が経過する時点で長寿命化の検討を行います。

また、拠点化施設の長寿命化を実施する際には、その施設が担う機能・用途だけを対象に改修するのではなく、地域の拠点にふさわしい施設として、周辺の施設機能を集約化及び複合化することによる拠点化の促進を前提に検討します。

(2) 周辺施設

ア 政策目的施設

周辺施設のうち、政策目的施設については、まず、拠点化施設への集約化及び複合化を検討し、周辺に集約化及び複合化すべき拠点化施設がない等により、法定耐用年数を上回る年数まで施設を維持していく必要がある場合に限って、長寿命化の検討を行います。

イ 特定利用施設

別に定める「公共施設の拠点化等に関する方針」に基づき、長寿命化は行いません。

4 長寿命化に向けた取組等

拠点化施設について、一般財団法人地域総合整備財団〈ふるさと財団〉の公共施設等更新費用試算ソフトに基づく更新費用の試算結果等を参考に保全計画（改修計画）を策定し、これに基づき、予防保全も含めた計画的な改修の検討を行います。

その際、省エネルギー化、防災機能の充実、設備機能の回復及び向上、ユニバーサルデザイン、その他の機能向上についても含めて検討します。

5 日常の修繕

日常の使用に支障がある不具合箇所に関しては、担当所管の予算の範囲内で必要最小限の修繕を行います。

なお、施設所管の予算の範囲内で実施が困難な場合は、長寿命化を図るための大規模改修工事の機会などを捉え実施について検討します。